写

登米市水道事業公告第１８号

建設工事一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

平成３０年　９月１０日

登米市水道事業管理者
登米市長　熊谷　盛廣

1　制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 番 号　登水請第１８０３８号
(2) 工　事　名　水道６号線他布設替工事
(3) 工 事 場 所　登米市登米町大字日根牛新五郎峯地内
(4) 工　　期　契約締結日の翌日から平成３１年２月２８日
(5) 工 事 概 要　本工事は、水道管路緊急改善事業計画に基づき、経年老朽化した主要配水管路を耐震型ダクタイル鋳鉄管に更新するもの。

水道６号線

ア　配水管布設替工
・配水管　ＤＣＩＰ－ＧＸ形　φ２００　Ｌ＝５７３．９ｍ
・仕切弁設置工　φ２００　Ｎ＝１箇所
・空気弁設置工　φ２５　Ｎ＝１箇所
・不断水連絡工　鋳鉄管　φ２００×φ２００　Ｎ＝２箇所
イ　排水設備工　φ７５　Ｎ＝１箇所

水道２９３３号線

ア　配水管布設替工
・配水管　ＤＣＩＰ－ＧＸ形　φ１５０　Ｌ＝４．１ｍ
・不断水連絡工　鋳鉄管　φ２００×φ１５０　Ｎ＝１箇所
・不断水連絡工　ポリ管　φ１５０×φ１５０　Ｎ＝１箇所

その他、特記仕様書のとおり。

(6) 支 払 条 件　前払金　有
(7) 最低制限価格　契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
(8) 入 札 方 法　制限付一般競争入札

2　入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 登米市から指名停止を受けている期間中でないこと。
(3) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年登米市告示第 227 号）第 3 条に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加する者又は入札に参加する者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加する者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

オ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。

ク　入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。

(4)　登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第５条第２項の規定に基づく有資格者で、入札参加資格確認申請書等の提出日において次の要件を満たしていること。

登録業種	水道施設工事
登録等級（公告日現在）	Ａ等級もしくはＢ等級の業者であること
事業所の所在に関する条件	登米市内に本社（本店）を有していること
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	建設業法に規定する技術者の配置ができること。また、専任の技術者を配置することとなる場合は、入札参加資格確認申請書提出日において３ヶ月以上、それ以外の場合は申請書提出日において入札参加業者と直接的な雇用関係があること。 配水管技能者（耐震継手）を適正に配置ができること。

※ 設計図書閲覧後、入札参加希望者は入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

※ 入札参加資格の適否については、提出した資料を確認の上、平成 30 年 9 月 27 日（木）以降に連絡いたします。

3　入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住　　所
入札担当課	登米市水道事業所 水道管理課	0220-52-3314	987-0702 登米市登米町寺池目子待井 381 番地１
工事担当課	登米市水道事業所 水道施設課	0220-52-3312	987-0702 登米市登米町寺池目子待井 381 番地１

4　入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	平成 30 年 9 月 11 日（火）～ 平成 30 年 9 月 20 日（木）	登米市登米町寺池目子待井３８１番地１ 登米市水道事業所閲覧所
質問書の受付	平成 30 年 9 月 11 日（火）～ 平成 30 年 9 月 18 日（火）	登米市登米町寺池目子待井３８１番地１ 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
回答書の閲覧	平成 30 年 9 月 11 日（火）～ 平成 30 年 9 月 20 日（木）	登米市登米町寺池目子待井３８１番地１ 登米市水道事業所閲覧所
入札参加資格確認申請書等提出期間	**平成 30 年 9 月 19 日（水）～ 平成 30 年 9 月 21 日（金） 午後 4 時まで持参**	**提出先 登米市水道事業所水道管理課 出納管財係**
入　札	**平成 30 年 10 月 4 日（木） 午後 1 時 45 分から**	**登米市役所登米庁舎　2 階**
入札結果の公表	契約締結後	登米市ホームページ及び登米市水道事業所閲覧所

（注）　上記の期間は、登米市の休日を定める条例による市の休日を除く午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）とする。

5　入札の方法

(1) 郵送、電報、ファクシミリその他の電機通信による入札は認めない。

(2) 代理人を持って入札する場合には、必ず入札に関する委任状を持参の上、提出すること。
（※入札会開始前１５分前に準備している場所に委任状を提出すること。）

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の１０８分の１００相当する金額を入札書に記載すること。

6　入札保証金　　免除とする。

7　工事費内訳書の提示について

(1)　設計図書等を基に積算を行った工事費内訳書を１回目の入札書に添付して提出すること。

(2)　２回目以降の入札にあっては工事費内訳書の提出は要しない。

(3)　提出を受けた工事費内訳書は返戻しない。

8　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者を含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

９　落札者の決定方法

⑴　最低制限価格以上、予定価格以下の範囲内で最低の価格の入札をしたものを落札者とする。

⑵　１回目の入札において落札者がないときは、直ちに２回目の入札を行う、ただし、第１回目の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、第２回目以降の入札に参加することができない。

⑶ 入札回数は３回を限度とする。

10　入札参加資格確認申請書等の提出

２－（4）に示す、下記の書類を提出しなければならない。

① 入札参加資格確認申請書
② 入札参加資格確認申請資料（配置技術者届出書）
③ 配置技術者の資格者証の写し
④ 配置技術者と雇用関係が確認できる書類
⑤ 現場代理人等配置届出書
⑥ その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

11　設計図書等の閲覧

設計図書の閲覧期間及び場所は、４に示すとおりとするが、希望者は閲覧期間中、下記の場所において設計図書等を有料にて複写することができる。

複写場所　住　　所　登米市迫町佐沼中江一丁目１０番５号
　　商　　号　(株)コアシステム
　　電話番号　０２２０－２２－８２３５

12　設計図書等に対する質問及び回答書の閲覧

質問がある場合には、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、水道管理課出納管財係に提出する。

質問書に対する回答書を４「入札日程等」のとおり閲覧に供する。